**平成２４年（フ）第３４号**
東京都あきる野市引田417番地３
債務者　小川　知子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第８６号**
長野県北佐久郡御代田町大字塩野3267番地２、前住所長野県北佐久郡御代田町大字塩野3267番地４
債務者　堀篭　秀昭
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第８７号**
長野県北佐久郡御代田町大字塩野3267番地２、前住所長野県北佐久郡御代田町大字塩野3267番地４
債務者　堀篭　京子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２４年（フ）第７号**
静岡市葵区安東３丁目11番32号
債務者　服部　**錕**一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第８号**
静岡市葵区平和３丁目９番21―204号
債務者　服部　淑惠
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第９号**
静岡市葵区平和３丁目９番21―204号
債務者　服部めぐみ
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１０号**
静岡市葵区平和３丁目９番21―204号
債務者　服部ちさと
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１１号**
静岡市葵区平和３丁目９番21―204号
債務者　市川　順代
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４４号**
静岡市清水区伊佐布185番地の１
債務者　山田　浩美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１４０３号**
東京都町田市金井町3133番地藤の台団地３―17―210
債務者　五十嵐淳也
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１号**
東京都府中市是政２丁目35番地の11オークヴィラⅠ―201
債務者　田中理香子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第５４号**
東京都武蔵村山市伊奈平３丁目42番地の10ラ・デッサン101号
債務者　佐野　八生（旧姓神山）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第１３２号**
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目５番３号　オークスⅢ202号
債務者　米井　里絵（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第２２号**
静岡県浜松市中区北寺島町203番地の11、前住所静岡県湖西市鷲津2085番地の１
債務者　辻　久美子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２３年（フ）第３４３号**
釧路市双葉町13番152号　メゾン双葉502号
債務者　イトマン眼鏡店こと　伊藤　末満
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午前９時30分
釧路地方裁判所